

総社市定住促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市定住促進条例施行規則の一部を改正する規則

総社市定住促進条例施行規則（平成26年総社市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(失効)</u></p> <p><u>2 この規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。